

平成
31年度

就学援助(新入学用品費)の入学前支給について

恩納村では、経済的にお困りのご家庭に対して学用品費等の一部を援助する就学援助を実施しています。

平成31年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者で、就学援助の要件に該当し、新入学用品費の入学前支給を希望される方には入学前(3月)に支給を行います。

現在就学援助を受けていない方で、新入学用品費の入学前支給を希望する方は、学校又は教育委員会で申請書類を受け取り期間内に申請をしてください。

申請期間

1月4日(金)
~
1月31日(木)

お問い合わせ：教育委員会 学校教育課 ☎966-1209

恩納村結婚新生活支援補助金

【補助対象世帯】

- ・平成30年1月1日～平成31年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・婚姻届出日現在において、夫婦ともに年齢が34歳以下であること
- ・夫婦の前年の合算所得額が340万円未満であること など

【補助内容】

- 新規に婚姻した夫婦を対象に、住宅取得費又は住宅賃借費並びに引越費用に係る経費に対し支払った費用(上限30万円)
- ・住居費用…結婚を機に住居の取得・賃借した住居の敷金、礼金、仲介手数料 など
 - ・引越費用…結婚を機に同居するために引越しをした場合に、引越・運送業者に支払った費用

【申請方法】

平成31年3月31日までに必要書類を持参し、提出してください。申請様式等は、村ホームページに掲載しているほか、企画課窓口にて配布いたします。

※申請受付は、予算の範囲内となっておりますので、事前に相談ください。

申請・お問い合わせ
企画課 定住促進係
☎966-1201

平成31年度 恩納村第3子以降学校給食費免除のお知らせ

【内容】

申請に基づき、恩納村立幼稚園・小・中学校に在園在学する3人目以降のお子さんの学校給食費を無料とします。

【対象者】

- ・恩納村立幼稚園及び小・中学校に在園在学している園児児童生徒。
- ・園児児童生徒と生計を同じくしていること。
- ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある園児児童生徒を3人以上養育していること。
- ・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・村民税の未納がないこと。
- ・給食費及び幼稚園保育料に未納がないこと。
ただし、生活保護、就学援助の認定を受けているお子さんは免除対象外とする。

【申請方法】

各学校より申請書類を受け取り、所要事項を記入・証明書添付のうえ第3子の在学する学校事務室、給食センター、教育委員会へ提出してください。

※申請書は役場ホームページでもダウンロードできます。

※申請は毎年度必要になります。(平成30年度に申請した方も申請が必要です)

【提出書類】

- ・恩納村第3子以降学校給食費免除申請書(様式第1号)
- ・住民票謄本
- ・納税証明書(村税に未納がないこと)
※納税証明書は保護者(両親分)が必要です。
- ・その他村長が特に必要があると認めた書類

【申請書受付】 2月1日(金)～

お問い合わせ：学校給食センター (担当 比嘉) ☎966-8515